

令和 7 年度ひがしなりSDGs万博バルイイベント企画運営業務業務委託
募集要項（公募型プロポーザル方式）

1 案件名称

令和 7 年度ひがしなりSDGs万博バルイイベント企画運営業務業務委託

2 業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

世界中の多くの方が集結する「国家プロジェクト」である大阪・関西万博会場への主要交通機関である大阪メトロ中央線の緑橋駅、深江橋駅が所在する東成区において、東成区民や東成区に在学、在勤の方々に大阪・関西万博を PR し、来場促進を図ること及び、来阪者に区内の回遊を促し、東成区の活性化に繋げることを目的として、区内全体を会場としたバルイイベントを開催する。

（２）業務内容

別紙「仕様書」を参照のこと

（３）事業規模（契約上限額）

金 5,429,000円（消費税含む）

ただし、契約金額には、本業務に関する一切の経費を含めるものとする。

（４）契約期間

契約日から令和 7 年11月28日（金）まで

（５）履行場所

本市指定場所

3 契約に関する事項

（１）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（２）契約保証金

契約保証金 不要

保証人 不要

（３）再委託等について

1. 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することができない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

4. 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5. 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

（４）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市東成区役所の参加資格審査においてその資格を認められた者。

- （１）令和7・8・9年度の大阪市入札参加有資格者名簿（物品・委託）のうち種目「04映画等制作・広告・催事、印刷 03催事 01総合イベントまたは02イベント企画」で登録されている者であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （３）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの要件にも該当しないこと。
- （４）プロポーザル参加申請時から契約日までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- （５）事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り

可能とする。

- ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
- ウ 構成員すべての事業者が上記（１）～（４）の基準すべてを満たしていること。
- エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること
- カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
- キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和 7 年 4 月 18 日（金）
・ 質問受付締切	令和 7 年 4 月 25 日（金）
・ 質問に対する回答	令和 7 年 4 月 30 日（水）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和 7 年 5 月 7 日（水）
・ 参加資格決定通知	令和 7 年 5 月 9 日（金）
・ 企画提案書の提出期限	令和 7 年 5 月 14 日（水）
・ 事業者選定委員会	令和 7 年 5 月下旬（予定）
・ 選定結果通知	令和 7 年 5 月下旬（予定）
・ 契約締結、事業開始	令和 7 年 6 月上旬（予定）
・ 事業完了	令和 7 年 11 月 28 日（金）

6 応募手続き等に関する事項

（１）参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間	公募開始日から令和 7 年 5 月 7 日（水）17 時 30 分まで
イ 提出書類	公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式 2） ※共同体で応募する場合は、委任状（様式 3）、共同体の協定書の写し
ウ 提出部数	1 部
エ 提出場所	東成区役所 3 階 総務課 総合企画担当
オ 提出方法	持参または送付
カ 参加資格決定通知	令和 7 年 5 月 9 日（金）（予定）に書面により通知する。書面が令和 7 年 5 月 13 日（火）までに届かない場合は、 <u>9 提出先、問合せ先</u> まで連絡すること。

（２）質問の受付

ア 受付期間	公募開始日から令和 7 年 4 月 25 日（金）17 時 30 分まで
イ 提出方法	別紙「質問書（様式 1）」に記載し、 <u>9 提出先、問合せ先</u> までメールまたは FAX により提出すること
ウ 回答	令和 7 年 4 月 30 日（水）に東成区ホームページにて回答する。

(3) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書類において、提案できる案は1案のみ（10 ページ以内）とし、様式については自由とし、原則A4版で作成すること。
- イ 企画提案書類の必須記載項目は、以下のとおりとし、項目名も記載すること。
- (ア) 本業務の実施方針
 - (イ) 本事業に対する店舗募集の具体的な手法や考え方
 - (ウ) 本業務に対するイベント（オープニングイベントを含む）開催の考え方
 - (エ) 本業務に対する広報活動の考え方
 - (オ) 提案のアピールポイント
 - (カ) 各業務の実施内容、実施方法、スケジュール等
 - (キ) 本事業にかかる実施体制・支援体制
 - (ク) 類似業務実績
 - (ケ) 提案見積・積算根拠

ウ 提出部数

5 部（正本1部、副本4部）及び電子（PDF）データ（正本・副本）

正本：事業者名を記入し印鑑を押印したもの

副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は
事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの

エ 提出期限 令和7年5月14日（水） 17時30分まで ※必着のこと

オ 提出場所 東成区役所3階 総務課 総合企画担当

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

選定基準	審査内容	配点	合計
①企画内容の有効性・効果	業務の目的を的確に理解しているか	20点	50点
	提案された内容が、民間事業者ならではのノウハウや手法が活かされ、東成区の魅力発信につながる効果的（安全性・多言語対応など）な企画運営となる提案内容となっているか	30点	
②業務遂行能力	提案内容を確実に遂行できる、組織体制及び運営基盤があるか	25点	40点
	官公庁・民間企業等において同様の企画運営を行った実績を有しているか	15点	
③所要経費、積算見積金額	提案内容に対して費用及び積算根拠が妥当であるか	10点	10点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、令和7年度ひがしなり SDGs 万博パルイベント企画運営業務業務委託選定委員会が行う。

- イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 審査の結果、総合得点が最も高い提案者を契約相手方に選定する。これにより決定しない場合は、順に「企画内容の有効性・効果」、「業務遂行能力」、「所要経費、積算見積金額」が高い方とする。また、全委員による評価点の平均が 60 点に満たない場合は、選定対象とはしない。
- エ プレゼンテーション審査
 - ・開催日時 令和 7 年 5 月下旬（予定）
 - ・場所 東成区役所
 - ・内容 企画提案書など提出資料を使用し、企画提案について説明を行うこと。
1 社あたり 20 分程度とする。
※詳細については、別途通知する。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（４）選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、当区ホームページに掲載する。

８ その他

- ア 企画提案書の作成等に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 上限金額を超える提案をした者及び参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

９ 提出先、問合せ先

大阪市東成区役所 総務課 総合企画担当
〒537-8501 大阪市東成区大今里西2丁目8番4号
電話：06-6977-9018 F A X：06-6972-2732
メール：tn0001@city.osaka.lg.jp